平成２５年（フ）第１９号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８、登記上の本店所在地福島県郡山市山根町５番22号
債務者　有限会社京東エネルギー
代表者取締役　吉田　幹夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後２時
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
神奈川県秦野市東田原1038番地の４
債務者　有限会社フミコ
代表者代表取締役　本田　文子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７８５号
奈良市二条町１丁目１番９号
債務者　株式会社森本家具
代表者代表取締役　森本　　修
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８６号
奈良市二条町１丁目１番９号
債務者　株式会社モリモト家具友の会
代表者代表取締役　森本　　修
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１３２号
岡山県倉敷市玉島長尾2476番地
債務者　三木　和恵
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新庄　将彦
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
神奈川県小田原市千代307番地の２
債務者　佐野　豊子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成25年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３７号
香川県仲多度郡まんのう町公文426番地５
債務者　関　　邦廣
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９０６号
仙台市宮城野区原町２丁目８番８号　ＫＣハイツⅡ―201
債務者　小俣　和明
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
福岡県飯塚市幸袋781番地
債務者　渡邉　隼人
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３４３号
京都市伏見区深草ケナサ町27番地１　パルフェ深草202号
債務者　百相　照二
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　大
4　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区東中通り１丁目５番19号
債務者　佐々木　恒
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３０号
青森市大字合子沢字松森142番地４
債務者　小寺　祐光
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森市大字合子沢字松森142番地４
債務者　小寺まき子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
茨城県龍ケ崎市小柴２丁目１番地３ステラ壱番街12棟303号室
債務者　山口　生時
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大関　太朗
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
大分県中津市耶馬溪町大字柿坂1874―３、住民票上の住所大分県中津市耶馬溪町大字柿坂866番地５
債務者　尾川　久高
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係